

関自旅一第367号
関自旅二第695号
関自貨第433号
令和2年6月30日

関東トラック協会 会長 殿

関東運輸局自動車交通部長
(公印省略)

令和2年度「愛の血液助け合い運動」への協力について

標記について、令和2年6月29日付け関総総第108号により、別添のとおり通知がありましたので、了知されるとともに、貴団体傘下会員あて周知願います。

関総総第108号
令和2年6月29日

各部長
各運輸支局長
各自動車検査登録事務所長
各海事事務所長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

令和2年度「愛の血液助け合い運動」への協力について

標記について、大臣官房長から別添のとおり協力依頼がありましたので、貴所属職員及び関係機関・団体等へ周知願います。

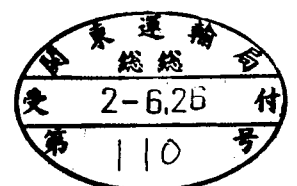
国官総第34号
令和2年6月22日

本省局長等 殿
地方局長等 殿
独立行政法人の長 殿

国土交通省大臣官房長
(公 印 省 略)

令和2年度「愛の血液助け合い運動」への協力について

標記について、別添のとおり厚生労働省医薬・生活衛生局長より協力依頼がありましたので、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。





薬生発 0424 第 6 号
令和 2 年 4 月 24 日

国土交通省大臣官房長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

令和 2 年度「愛の血液助け合い運動」への協力について (依頼)

献血の推進につきましては、平素より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省、都道府県及び日本赤十字社では、我が国の血液事業を安定的・継続的に維持し、血液製剤の国内自給を確保するため、「愛の血液助け合い運動」を別添実施要綱のとおり実施いたします。

つきましては、本運動の趣旨を御理解の上、献血の推進につきまして、格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、貴省庁等内機関及び関係団体に対しましても、積極的に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

【連絡先】

厚生労働省 医薬・生活衛生局

血液対策課 献血推進係 高橋

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電 話 : 03-3595-2395 (直通)

F A X : 03-3507-9064

メール : takahashi-miki.gm9@mhlw.go.jp

令和2年度「愛の血液助け合い運動」実施要綱

1 目的

我が国の血液事業を安定的・継続的に維持し、血液製剤の国内自給を確保するため、献血について国民一人一人、特に若年層に理解と協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的とする。

2 期間

令和2年7月1日から7月31日までの1か月間

3 標語

「行ってみよう 少しの勇気で 救える命」

4 実施機関（予定）

主 催 厚生労働省、都道府県、日本赤十字社

後 援 文部科学省、日本医師会、日本歯科医師会、
日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本看護協会、
日本病院会、全日本病院協会、全国自治体病院協議会、
日本新聞協会、日本雑誌協会、日本放送協会、
日本民間放送連盟、日本民営鉄道協会、
全国知事会、全国市長会、全国町村会、
日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、
日本製薬団体連合会、日本血液製剤協会、
全日本医薬品登録販売者協会、全国配置薬協会

協 賛 健康保険組合連合会、国民健康保険中央会、全国社会福祉協議会

5 実施事項

(1) 厚生労働省及び日本赤十字社における実施事項

ア 各種広報手段の活用

厚生労働省及び日本赤十字社は、本運動の実施に当たり、十分に連携しながら、各種広報手段を十分活用する。

イ ポスターの配布等

厚生労働省及び日本赤十字社は、本運動用ポスターその他の印刷物を作成し、都道府県、日本赤十字社都道府県支部及び各血液センター（以下「日本赤十字社都道府県支部等」という。）等に配布する。

ウ 献血運動推進全国大会の開催

厚生労働省、北海道及び日本赤十字社は、「第 56 回献血運動推進全国大会」を開催する。

エ 複数回献血の推進

日本赤十字社は、厚生労働省と十分に連携しながら、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の会員数の増加及び献血者へのサービスの向上を図るとともに、継続的な献血への協力を呼びかけること。

(2) 都道府県等における実施事項

ア 運動計画の策定

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、十分に連携しながら、都道府県献血推進協議会、管内市区町村及び各種献血推進団体の協力の下に、それぞれの地域の実情に即した運動計画を策定した上で、本運動を実施する。

イ 各種広報手段の活用

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、本運動の実施に当たり、十分に連携しながら、各種広報手段を十分活用する。

ウ ポスターの掲示等

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、厚生労働省及び日本赤十字社から配布されるポスター等の掲示・配布を行うとともに、企業、学校、病院、駅、各種団体、地域組織等に、これらの配布と公衆の目につきやすい場所への掲示等を依頼するなど、効果的な啓発活動に取り組む。

エ 献血推進大会等の開催

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、本運動期間中、特に関係諸機関、各種団体等の協力を得て献血推進大会、講演会、座談会、献血者の表彰、標語募集、映写会等の催し物を開催し、住民に対する献血の普及啓発に努める。

オ 血液製剤の適正使用の推進

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、管内市区町村と十分に連携しながら、医療機関に対して血液製剤の適正使用の推進を図る。

カ 若年層の献血者対策の推進

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、若年者献血ボランティア組織、青少年の献血ボランティア組織等との組織的な連携を構築し、若年層への献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を図る。

キ 企業等における献血の推進

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、各都道府県献血推進協議会、管内市区町村の協力を得て、企業等における献血の推進を図る。

ク 複数回献血の推進

日本赤十字社都道府県支部等は、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の会員数の増加及び献血者へのサービスの向上を図るとともに、継続的な献血への協力を呼びかけること。

都道府県はこれらの取り組みに協力すること。